# 千葉県県土整備部営繕工事情報共有システム実施要領

# 第1 目的

本要領は千葉県県土整備部が発注する営繕工事において、情報共有システムを導入することにより、工事施工中における受発注者間の業務の効率化を図ることを目的とする。

# 第2 用語の定義

### 1 情報共有システム

営繕工事において情報通信技術を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有 することによって業務効率化を実現するシステムをいう。

## 2 受注者

発注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある現場代理人を主に指す。 なお、主任(監理)技術者等の関係者も工事情報の共有が可能である。

### 3 発注者

受注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある監督職員(総括監督員、主任監督員、監督員)を主に指す。

なお、検査監、発注担当職員及び監理委託業務の管理技術者等の関係者も各種工事情報の共有が可能である。

## 4 工事帳票

本実施要領における工事帳票とは公共建築工事標準仕様書で定義する「書面」をいう。 具体的には、「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「提示」、「報告」、「通知」の行為に必要 な工事帳票及びその添付資料のことをいう。

なお、情報共有システムによる工事打合せ簿等の発議・提出・受理などの処理を行う ことで、情報共有システムで処理した工事打合せ簿等も「書面」として認められる。紙 と同等の原本性を担保するため、工事施工中においては工事打合せ簿等の変更履歴を記 録し、工事完成後においては、情報共有システムから電子データを移管しても受発注者 の記名(署名又は押印を含む)と同等に記録されている必要がある。

## 第3 対象工事

- 1 対象工事は千葉県県土整備部が発注する営繕工事とする。
- 2 発注者は、「発注者指定型」または「受注者希望型」のいずれかの方式を指定するものとする。
- 3 発注者指定型は、原則、情報共有システムを活用する。
- 4 受注者希望型は、受注者が情報共有システムの活用を希望する場合に、受発注者間協議により利用の可否を決定する。
- 5 対象工事である旨の明示は、現場説明書への記載により行うものとする。
- 6 上記5の記載は、【別記】記載例を参考にするものとする。

### 第4 対象とする工事帳票等

情報共有システムで対象とする工事帳票等は、受発注者協議により決定するものとする。

なお、工事帳票等の様式は、県発注・営繕工事関連提出書類一覧(下記 URL)によるものとし、作成できない場合は受発注者協議により国土交通省が定める様式等を準用することとする。

https://www.pref.chiba.lg.jp/eizen/jigyousha/kenchiku/teishutsu.html

#### 第5 対象とする工事帳票等の決裁

対象とする工事帳票等の決裁は、情報共有システム上で行うことを原則とする。

## 第6 検査

情報共有システムで処理を行った工事帳票等は、電子データを利用した検査(電子検査)を原則とするが、実施に当たっては、受発注者協議により決定するものとする。

#### 第7 工事完成時の工事帳票等の納品

情報共有システムで処理を行った工事帳票等一式は、工事完成時に「千葉県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン」(千葉県県土整備部営繕課)に基づき電子納品を行うものとする。

## 第8 情報共有システムの選定

使用できる情報共有システムは、次の各号に定める条件を全て満たすものとする。

(1) 国土交通省の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 20 19年版 営繕工事編」の必須機能を満たすもの

- (2) 第4に定めた工事帳票等について対応可能なもの
- (3) システムの操作研修及び相談窓口の利用が可能なもの
- 2 使用する情報共有システムの選定に当たっては、前項の規定により、受発注者協議して決定するものとする。

# 第9 情報共有システム利用に係る経費

- 1 発注者指定型においては、情報共有システム利用料金相当額をあらかじめ共通仮設 費に積上げ計上することとする。なお、契約後、やむを得ず使用しない場合は減額の 変更対象とする。
- 2 受注者希望型においては、受発注者間協議により情報共有システムの活用を認めた場合であって、受注者から契約金額の変更の求めがあった場合に、情報共有システム利用料金相当額を共通仮設費に積上げ計上し、契約変更を行うものとする。

### 第10 情報漏えい等の防止

受発注者は、当該工事に関する情報及び個人情報等の保護について適切に実施するものとし、情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止等の個人情報を含めた情報の適切な管理を行うものとする。なお、受注者は情報共有システム契約終了前に必要なデータの移管を完了し、発注者に確認の上で、当該工事に関するデータを削除すること。

# 第11 その他

本実施要領に定めがない事項に関しては、「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」(国土交通省)を準用するほか、受発注者協議により定めるものとする。

## 附則

この要領は、令和7年5月1日から適用する。

# 【別記】記載例(発注者指定型)

本工事は、情報共有システムを活用する工事である。実施に当たっては「千葉県営繕工事情報共有システム実施要領」に基づくものとする。

# 【別記】記載例(受注者希望型)

本工事は、受注者が希望する場合、受発注者間の協議に基づき、情報共有システムを活用することができる工事である。実施に当たっては「千葉県営繕工事情報共有システム実施要領」に基づくものとする。